

振替納税の新規（変更）申込み

※ このページを切り離して振替依頼書としてご利用できます。

消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、次の「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要な事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。なお、e-Taxにより提出することもできます。

- 振替納税（口座振替）は全国の銀行（ゆうちょ銀行を含みます。）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。
※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。
また、インターネット専用銀行等の一部金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用にならない場合があります。
- 提出の際には申告書に貼らないでください。

【注意】

転居等により所轄税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要です。

なお、転居前の振替口座を継続希望される方で、振替継続希望欄に○印をつけた申告書又は異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」若しくは「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出した場合は、新たに振替納税の手続は不要です。

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

<提出先の税務署名を書いてください>

税務署長あて

氏名

私が納付する

- 申告所得税及び復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分）
- 消費税及び地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)）

ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

について、

令和 年 月 日

以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署
整理欄(整理
番号)

--	--	--	--	--	--

(金融機
関番号)

--	--	--	--	--	--

(振替
区分)

--	--

(入力
日付)

--	--	--	--	--	--

(送付
日付)

--	--	--	--	--	--

預貯金口座振替依頼書

<この依頼書の提出年月日を書きます>

金融機関名

令和 年 月 日

銀行・信用金庫
労働金庫・信用組合
漁協・農協本店・支店
本所・支所
出張所・

御 中

(〒 -) 電話 ()

あなたの住所
(申告納税地)氏名
(フリガナ)

(金融機関お届け印)

銀行(ゆうちょ銀行等) 預金の種類 1 普通 2 当座 3 納税準備

口座番号

記号番号 1 0

金融機関
使用欄

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- 申告所得税及び復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分）
- 消費税及び地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)）

ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定 <必ず確認してください>

- 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じて、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
- 貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。